明障福第115号

2021年（令和3年）4月19日

障害児通所サービス事業所　御中

明石市福祉局生活支援室

障害福祉課長

令和3年度報酬改定に伴う個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いについて

　平素より明石市の障害児支援にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

　さて、令和3年4月より、ケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び放課後等デイサービス等において、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算（個別サポート加算（Ⅰ））が創設されることとなりました。

　つきましては明石市の取り扱い等について下記にお示しいたします。事業所におかれましては、内容をご確認いただき、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

１　改定の内容

（１）対象事業所

非重心型児童発達支援、非重心型放課後等デイサービス事業所

（２）内容

・著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援は「乳幼児等サポート調査」、放課後等デイサービスは「就学児サポート調査」により、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算（個別サポート加算（Ⅰ））が創設されました。

・非重心型放課後等デイサービスの基本報酬については、現行の「指標該当調査の結果に

より事業所を２区分に分けて基本報酬を設定する方法」が見直しされ、基本報酬が一本化されます。今般の報酬改正では、より手厚い支援を必要とする子どもに応じてきめ細かく加算を設定し、当該障害児を受け入れた事業所の支援を評価する構造となっております。

（３）対象児童（サービス対象要件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童発達支援医療型児童発達支援 | ３歳未満の場合 | 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が２以上 |
| ３歳以上の場合 | 以下の①及び②に該当すること① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が１以上② 乳幼児等サポート調査 調査票⑤～⑪の項目でほぼ毎日（週５日以上）ある又は週に１回以上にチェックが１以上 |
| 放課後等デイサービス | 就学児 | 以下の➀又は②に該当すること①食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの②就学児サポート調査 調査票⑤～⑪の合計が13点以上 |

**※重症心身障害児の場合**

**重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（I）も算定可能**

３　明石市の取り扱い

　　（１）未就学児

明石市では未就学児は日常生活において基本的に何らかの見守りや保護者等介護者の手助けが必要であると判断し、**全ての児童について加算を請求できることとします。**

なお、受給者証の加算追記については、更新の都度行うこととし、今回の変更により改めて受給者証の作成はいたしません。

（２）新就学児　※新就学児とは令和３年４月より新1年生になる児童

　　　　保護者から提出いただいた「個別サポート加算(Ⅰ)対象児確認書」を用い判断しています。

**該当者については、4月下旬～末頃に個別サポート加算（Ⅰ）を記載した受給者証を交付いたしますので、事業所におかれましてはそちらを確認し、ご請求ください。**

非該当者につきましては通知等を送付しておりませんのでご留意ください。

（３）就学児

　　現行の指標該当調査による決定情報を引き継ぎ、**指標該当欄が「有」となっている場合は個別サポート加算(Ⅰ)を請求できる**と読み替え、ご請求ください。

　個別サポート加算（Ⅰ）該当要件まとめ

|  |  |
| --- | --- |
| 未就学児 | 支給決定を受けているすべての未就学児について、該当とみなす。 |
| 新就学児 | 「個別サポート加算(Ⅰ)対象児確認書」を基に該当の有無を算定。新たに受給者証を発行し保護者様へ送付。 |
| 就学児 | **指標該当欄が「有」となっている場合は個別サポート加算(Ⅰ)を請求できる**と読み替える。 |

　　　　※　保護者が非該当をご希望する場合は障害福祉課担当者までご連絡ください。

**（４）保護者のへの対応について**

　　　個別サポート加算（Ⅰ）の該当者については、利用者負担額に影響することが予想されます。そのため、加算を請求する際は別途保護者用資料を活用し必ず保護者に説明いただくようお願いいたします。

４　「非該当」から「該当」への変更について

保護者が「非該当」と回答または既存の決定が「非該当」であるが、支援員等から見て「個別サポート加算（Ⅰ）該当」が妥当と判断した場合は、以下の手順でご申請ください。

**複数の事業所を利用している場合は、保護者、事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するようご協力願います。**

事業所が個別サポート加算（Ⅰ）に該当すると判断した場合の手続き

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業所作成 | 該当する児童の保護者へ加算内容等を説明し、同意を得たのち以下の資料を作成してください。・届出書（様式１）・個別サポート加算（Ⅰ）該当項目記入表 |
| ２ | 保護者作成 | 変更申請を行う必要があるため、以下の書類を作成してください。・児童通所サービス申請書（ピンク）※記入例をご参考ください**・「就学児サポート調査」※１**　※記入例をご参考ください |
| ３ | 明石市役所へ提出 | 提出書類　※郵送または持参・現在お持ちの受給者証・児童通所サービス申請書（ピンク）・「就学児サポート調査」・届出書（様式１）・個別サポート加算（Ⅰ）該当項目記入表 |
| ４ | 明石市役所での事務手続き | 上記の書類を受理したのち、内容を精査し、個別サポート加算（Ⅰ）の該当が妥当な場合は受給者証に加算名を追記し、保護者様へ返送いたします。妥当と認められない場合もその旨保護者様に通知いたします。 |
| ５ | 保護者 | 通所事業所に受給者証を提示 |
| ６ | 事業所 | 受給者証にて個別サポート加算（Ⅰ）が該当かを確認の上、ご請求ください。 |

　　　**※１　調査票については保護者が作成することを基本としますが、保護者に調査内容等を伝え、同意を得たうえで事業所が作成することも可能です。**

（２）「適用開始日」について

　　ア　（１）で更新月以外での変更等を認める場合の適応日について

令和３年5月中に変更申請があった場合（5月31日必着）

　　　　　　→令和３年４月１日からの適用開始とします。

令和３年6月以降に調査票に基づく申請があった場合

　　　　　　→障害福祉課が申請を受理した月の翌月１日からの適用開始とします。

例：5月31日届出書等送付、6月1日障害福祉課到着

→受理日6月1日となり、7月から適用となりますので、ご注意ください。

イ　令和3年4月サービス提供分について

　　（１）の手続き及びアの適用開始日を確認し、通常の請求に申請等が間に合わない場合は、一旦ご請求いただいた後、過誤申立書を提出いただくか、該当者のみ翌月に請求を延期していただくかどちらかの処理をお願いいたします。

（３）更新月毎の個別サポート加算(Ⅰ)の確認方法

　　　手続きの流れについては、後日改めて通知いたします。

４　参考

・令和３年２月４日付厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」

　　 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16573.html

・令和3年3月29日付厚生労働省事務連絡

「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」

　 URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000763144.pdf

明石市福祉局生活支援室

障害福祉課

竹田、河田、廣田

TEL：078－918－1344